

## 「2013年度ミャンマー連邦共和国法制度調査報告」の紹介

国際協力部教官  
國井弘樹

ミャンマーは、2011年3月の民政移管以降、日本のみならず、世界各国から投資先として大きな注目を集めており、当部では、2012年度にミャンマーにおける物権法制、会社法制、労働法制、外国投資法制など、主に民商事基本法分野を対象として、その基本法制を明らかにすべく、森・濱田松本法律事務所に対して、法制度の調査を委託し、当部ホームページでその調査結果を報告しました。同調査の反響は大きく、その後、当部に対し、多くの機関等から、他の特別法分野に関する調査への期待が寄せられました。

そこで、2013年度、当部では、日本の法律事務所ではいち早くヤンゴンにオフィスを構え、現地に根付いた法サービスを提供しているTMI総合法律事務所に対し、民間企業等の関心が高い分野から、不動産法制、資源関連法制、IT関連法制を選び、その調査を委託しました。ミャンマーでは、土地の種類等に応じた独自の法規制が存在し、同国への進出を検討する上で、不動産法制の理解は必要不可欠です。また、ミャンマーは、天然ガスや宝石等の天然資源が豊富である一方、我が国企業は、同分野にほとんど進出を果たせずにいる中、本報告には、資源関連法制に関する日本語での解説が含まれています。さらに、IT分野も民間企業のニーズが高い分野であり、本報告では、同分野に関する特別法を詳説しています。

なお、周知のように、現在、ミャンマーでは、矢継ぎ早に、多数の法改正や新規立法が行われており、同国の法制度を理解するためには、最新情報をフォローしていく必要があります。読者におかれては、本報告が2014年2月末現在の法制度を前提として作成されていることに留意されつつ、ご活用ください。